

## 4 その他の安全対策

### 【基本的な取組方針】

- 住宅減災化の促進  
(段階的な耐震改修・命を守る住まいの補強)
- 多数の者が利用する建築物の耐震化の促進
- 天井等の非構造部材の脱落防止対策
- エレベーター・エスカレーターの防災対策
- 窓ガラスや屋外看板等の落下防止対策
- ブロック塀等の転倒防止対策
- 家具や棚等の固定による転倒防止策

## 5 市有建築物の耐震化

### 【基本的な取組方針】

- 市有建築物の耐震化の情報開示
- 市有施設の耐震化の推進

## 6 緊急輸送道路指定路線沿道の建築物の耐震化促進

### 【基本的な取組方針】

- 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定
- 地震によって倒壊した場合に、その敷地に接する通行道路を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある建築物の耐震化

## 7 重点的に耐震化すべき区域の改善

### 【基本的な取組方針】

- 南部市街地の大間々地区、笠懸地区の北部等の、震災時に倒壊する建物の割合が比較的高い地区の耐震化促進のための啓発活動等に当たっては、地震防災マップ(危険度マップ)等を活用し、これらの危険地区において重点的に実施

## 4 建築物安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- 地震防災マップの公表・周知
- 相談体制の整備と広報・パンフレット等による情報提供の充実
- 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
- 診断実施者に対する耐震化促進
- リフォームにあわせた耐震改修の誘導
- 地域住民等との連携による啓発活動

## 5 その他耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項

- 関係法による耐震診断又は耐震改修の指導等の実施
- 県及び県内市町村との連携強化
- 建築基準法に基づく耐震化の促進  
※本計画は、関連計画の改定、震災教訓の追加など見直しが必要となる時期に検証し、必要に応じて変更します。



みどり市耐震改修促進計画(第3期)(令和3年3月)

〒376-0192 群馬県みどり市大間々町大間々1511 番地

みどり市都市建設部建築指導課

# みどり市耐震改修促進計画(第3期)《概要版》

令和3年3月改定

## 1 計画の概要

### 1 計画改定の背景

みどり市では2009年(平成21年)3月に耐震改修促進計画を策定し、2015年度(平成27年度)末までに住宅の耐震化率を75%、多数の者が利用する建築物の耐震化率を80%とすることを目標に掲げ、さらに2016年度(平成28年度)に耐震改修促進計画を改定し、2020年度(令和2年度)までに住宅及び建築物の耐震化率それぞれ80%、95%にする目標を掲げ、住宅及び建築物の耐震化の促進に取り組んできましたが、目標の達成には至りませんでした。

そこで、本計画ではターゲットを定め、ターゲットに合わせて、普及啓発の方法を見直し、これまで実施している支援策を所有者等や耐震改修の担い手(プレイヤー)と市と県の役割分担の明確化、建築関係団体、建築士・施工者等及び自治会等の地域組織との連携体制の強化、ブロック塀の実態の把握を行い撤去や生垣改修などに誘導してゆく政策など、これまでの施策の見直しと新たな施策を追加しました

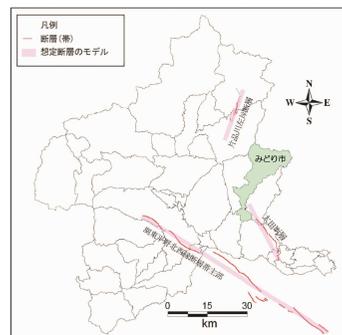
### 2 計画の目的・計画期間

本計画は、促進法第6条に基づき、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の命と財産を守ることを目的とし、国及び県の耐震化率の目標、県内で想定される地震の規模及び被害並びに耐震化の現状等を踏まえた具体的な目標を定め、みどり市における建築物の耐震診断及び耐震改修について、これまでよりも強力な促進を図ることを目的とします。

計画期間は、2025年度(令和7年度)までの5年間とし、社会情勢や事業進捗等を勘案し、必要に応じて目標や計画内容を見直すこととします。

### 3 想定する地震と被害の規模

本計画では関東平野北西縁断層帯主部による地震、太田断層による地震、片品川左岸断層による地震の3つの地震を想定します。みどり市では群馬県被害想定調査のうち、「太田断層による地震」が最も大きいと想定されています。



被害想定		太田断層地震
想定地震	マグニチュード	7.1
	発生時刻	冬季18時
建物被害	全壊	347.7棟
	半壊	2148.1棟
火災による焼失		5棟
人的被害	死者	15.4人
	負傷者	241.1人
	(うち重傷者)	(79.9人)

出典：群馬県地震被害想定調査(平成24年6月)

■ 太田断層地震の位置と想定される被害の概要 ■

## 2 耐震化の基本的な考え方

### 1 対象とする建築物

本計画において、対象とする建築物は、次に示す建築物とします。

#### ■ 対象とする建築物の概要 ■

種類	内容	備考
住宅	市民の生命・財産等を守ることはもとより、被災地域の減災という視点からも重要な住宅の耐震化を促進します。	戸建て住宅、共同住宅（長屋住宅含む）
特定既存耐震不適格建築物 ※定められた用途及び規模（特定既存耐震不適格建築物の要件欄）を満たし、かつ、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない既存不適格建築物	次に示す一定の規模以上の施設で耐震化を促進します。 ①多数の者が利用する建築物 ②被災することにより甚大な被害が発生することが想定される危険物等を取り扱う建築物 ③地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物	法第14条に定める特定既存耐震不適格建築物
耐震診断義務付け対象建築物 ※昭和56年5月31日以前に建築に着手	公共公益性が高いことや倒壊時に大きな被害が想定されることなどから、特に耐震化を積極的に促進します。	
要緊急安全確認大規模建築物 (耐震化完了済)	*病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの *一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの	法附則第3条定める要緊急安全確認大規模建築物
要安全確認計画記載建築物	沿道建築物 (市内に該当なし)	法第7条に定める要安全確認計画記載建築物
	防災拠点 (市内に該当なし)	県またはみどり市が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物
市有建築物	市有建築物は、災害時の活動拠点や広域的な重要施設となることや多くの県民が集まることから、特に耐震化を積極的に推進していきます。	

### 2 耐震化の現状と目標

#### ■ 耐震化の現状と目標 ■

項目	現状の耐震化率	目標（令和7年度）
住宅	71.3%	85%
特定既存耐震不適格建築物	98.3%	100%
市有建築物	57.4%	90%
市有特定既存耐震不適格建築物	92.1%	-

## 3 耐震化の促進施策

### 1 建築物の耐震化を図るための重点施策

#### ■ 建築物の耐震化を図るための重点施策の概要 ■

建築物の種類	重点施策の概要
市有建築物全体 公共（市有）特定既存耐震不適格建築物	○規模が大きいものから中心に計画的に耐震化を促進 ○優先度を高めて耐震改修促進を図ります。
住宅	○所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や情報発信、負担軽減のための制度の創設 ○耐震診断や耐震改修の技術を有する建築団体等の建築士・施工者が、住宅や建築物の耐震化のプレイヤーとして活躍できる環境整備 ○技術的な側面から市民をサポートし、住宅・建築物の所有者等が行う耐震化を支援 ○地域の実状に応じて、耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整え、負担軽減のための支援策の構築など必要な施策を群馬県や関係団体等と連携しながら実施
特定既存耐震不適格建築物	○多数の者が利用する建築物については、耐震化に関する市の実情と施策の実現性を勘案し、2025年度（令和7年度）に耐震化を完了させる目標を設定
ブロック塀等	○通学路等を中心に危険箇所の点検、改善指導。自主防災組織が行う地域危険度マップの作成など地震防災への取り組み活動を支援

### 2 耐震改修を促進するための環境の整備

#### 【基本的な取組方針】

- みどり市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの作成
- 専門技術者の養成・紹介体制・情報公開の充実
- 専門家・技術者向け講習会の開催
- 地区ぐるみの耐震勉強会、学校での防災教育の推進

### 3 耐震改修を促進するための環境の整備

#### 【基本的な取組方針】

- 助成制度
- 代理受領制度の検討
- 耐震診断及び耐震改修に対する税の特例措置及び融資制度の紹介
- 地震保険の制度紹介と活用促進
- 法改正により創設された制度・措置（耐震改修工事に係る容積率、建ぺい率の緩和・建築物の地震に対する安全性の表示制度・区分所有建築物の議決要件の緩和）
- 総合相談窓口の設置
- 減災型の耐震改修等への支援
- 耐震改修啓発ローラー作戦
- 税の減免措置や金融機関と連携した融資制度の充実（法改正により創設された制度・措置）